

I. 中部事務所の活動状況



1. ピックアップニュース

第三審査課

愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

下請課

多様な団体（事業者、専門家）への下請法の説明と普及啓発

取引課

各種会議への出席について

経済取引指導官

- (1) 公共入札に関する関係機関との連絡担当官
- (2) 中部事務所の企業結合審査

総務課

- (1) 金沢地区における有識者との懇談会及び講演会について
- (2) 富山県高岡市における一日公正取引委員会について
- (3) 相談件数

■ 第三審査課



愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等の参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

令和4年10月17日、特定医事業務（注）の入札等の参加業者に対し、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

（注）「特定医事業務」とは、愛知県又は岐阜県に所在する病院（20か所）において、当該病院の開設者又は管理者が入札等の方法により発注する医事業務をいいます。

また、「医事業務」とは、病院における患者の受付業務、療養の給付に関する費用の計算業務、会計業務、療養の給付に関する費用の保険者への請求業務（これらの業務以外の業務が併せて発注される場合、当該業務を含みます。）をいいます。

違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者等は、次のとおりです。

違反事業者	排除措置命令	課徴金額（課徴金減免制度の適用）
株式会社ニチイ学館	対象	1億2134万円（50%減額）
株式会社ソラスト	対象ではない	なし（全額免除）

上記2社は、遅くとも平成27年3月9日以降、特定医事業務について、既存の取引の維持及び受注価格の低落防止を図るため

1(1) 入札等において、2社が競合することが見込まれる状況となった場合に、受注すべき者（以下「受注予定者」といいます。）を決定する

(2) 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

旨の合意の下に

2(1) 既存業者（病院の開設者又は管理者が入札等を実施する時点で、当該病院の特定医事業務を受注している者をいいます。）を受注予定者とする

(2) 受注予定者が提示する入札価格又は見積価格は、受注予定者が定める

(3) 受注予定者以外の者は、入札等に参加しない若しくは入札等を辞退する又は受注予定者が定めた入札価格等よりも高い入札価格等を提示する

ことにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていました。



■ 下請課

多様な団体（事業者、専門家）への下請法の説明と普及啓発

公正取引委員会では、従来から、下請法の説明会・研修会を開催するとともに各種団体に講師を派遣し、参加者のニーズに応じた下請法の説明を行い、その普及啓発に努めているところです。

中部事務所では、令和4年10～12月において、中小事業者の団体、商工会議所、各種財団法人の会員を対象に下請法の説明を行いました。説明に際しては、下請法の規制内容に加えて、現在、公正取引委員会が重点的に取り組んでいる「令和4年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」に基づく各種調査や下請法の買いたたきの解釈の明確化（下請法運用基準の改正）にも触れ、特に親事業者に対して、下請事業者と十分な協議を行うよう呼び掛けました。

また、説明終了後には個別に質問を頂くこともあり、参加者の皆さんが抱える疑問・課題を解決できるようサポートしています。

講師派遣の御希望がございましたら、中部事務所下請課（電話：052－961－9424）までお気軽にお電話ください。

（個別質問の一例）

Q 親事業者である。発注から完成までに3か月程度を要する金属製品の製造委託をしたのだが、発注後1か月ほど経ったところで、当社の客先の都合で、この金属製品が不要となった。

当社はこの発注をキャンセルしたいのだが、下請法を遵守する観点から、どのように対応したらよいか。

A 発注を取り消す（キャンセル）ことは「給付内容の変更」に該当しますが、それまでに下請事業者が行った作業に要した費用を親事業者が全額負

担するなど下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、下請法第4条第2項第4号（不当な給付内容の変更・やり直し）の問題とはなりません。

■ 取引課



各種会議への出席について

景品表示法の執行力強化を目的として、消費者庁、公正取引委員会中部事務所及び中部管内 6 県の景品表示法担当者が連携強化を図るため、毎年 2 回、消費者庁が主催する「景品表示法ブロック会議（中部ブロック）」に参加しています。直近では、11 月 4 日に開催された同会議に参加し、消費者行政に対する課題等について情報共有を行いました。

また、公正取引協議会の活動への支援を通じて、消費者利益を擁護増進し、事業者間の公正な競争を確保することにより、消費者取引の適正化を図るため、毎年 1 回、一般社団法人全国公正取引協議会連合会が主催する「公正取引協議会地方ブロック連絡会議（中部地区）」に参加しています。直近では、11 月 4 日に開催された同会議に参加し、当事務所からは最近の独占禁止法違反事件等の処理状況等について説明を行うなど、公正取引協議会との情報共有を行いました。

さらに、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県における景品表示法の執行力の強化の観点から、毎年 2 回、各県の景品表示法担当課により構成される「東海 4 県広告表示等適正化推進会議」にも参加しています。直近では、11 月 24 日に開催された同会議（オンライン方式）に参加し、景品表示法違反事件の調査方法等について情報共有を行いました。

■ 経済取引指導官



(1) 公共入札に関する関係機関との連絡担当官会議

公正取引委員会では、各発注機関と当委員会との間の情報提供の円滑化や協力体制の整備を図り、入札談合への的確な対応を発注機関と一体として推進するため、毎年、「公共入札に関する公正取引委員会との連絡担当官会議」を開催しています。

本会議は、平成6年に閣議了解された「公共工事の入札・契約手続の改善に関する行動計画」を踏まえて開催されているものです。中部事務所では、平成6年から毎年開催しており、今回で29回目の開催となります。

今年度は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症防止対策として、オンラインで12月14日に開催し、中部事務所管内において公共入札を行う27の発注機関から36名に御参加いただきました。

今年度の本会議への参加発注機関数及び参加者数を見ると、令和に入ってからいずれも最多となりました。これは、開催方法をオンラインとしたため、遠方の発注機関が参加しやすくなったことやコロナ禍により、オンラインによる会議が一般的なものになってきたことなどが要因であると考えています。

会議では、中部事務所から官製談合防止法の概要及び当委員会への通報の際の注意点を説明しました。その後、参加発注機関から入札談合防止に向けた取組について発表していただきました。

(2) 中部事務所の企業結合審査

公正取引委員会では、企業結合審査の透明性を確保し、予見可能性の向上を図る観点から、一定の情報を公表しています。具体的には、審査の結果、「独占禁止法上問題がないと判断して、届出会社に対して通知（以下「9条通知」

といいます。)を行った」案件についての情報です。四半期ごとに公正取引委員会のホームページで一覧表を公表しています。

直近では、令和4年7月～9月の期間中に9条通知を行った案件について令和4年10月に公表を行いました。その中で中部事務所が審査を行った案件は下表の1件です。

届出受理日	当事会社	届出会社の主な事業	企業結合の類型	株式取得の閾値との関係	9条通知日
R4.8.30	AMG ホールディングス(株)及び(株)川崎ハウジング	純粋持株会社	株式取得	20%超	R4.9.13

●企業結合の届出一覧はこちら

<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/ichiran.html>

■ 総務課



(1) 金沢地区における有識者との懇談会及び講演会について

公正取引委員会は、各地の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会及び講演会を通して、競争政策についてより一層の理解を求めるとともに、幅広く意見及び要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進を図るため、毎年、全国各地において有識者との懇談会を開催しています。

今年度においては、令和4年11月16日に公正取引委員会委員吉田安志主宰により金沢地区における有識者（地元経済団体代表等）との懇談会を開催しました。

また、翌17日には、金沢市文化ホールにて、公正取引委員会委員吉田安志を講師として講演会（テーマ：公正取引委員会の役割と社会経済の変化に対応した競争政策）を開催し、多くの方に参加いただきました。

(2) 富山県高岡市における一日公正取引委員会について

公正取引委員会は、全国各ブロックに地方事務所等を置き、独占禁止法、下請法等の適切な運用や相談対応に努めておりますが、地方事務所等の所在地以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等の所在地以外の都市において、一日公正取引委員会を開催しています。

今年度、中部地区においては、令和4年12月8日、富山県高岡市において「一日公正取引委員会」を開催しました。「一日公正取引委員会」では、独占禁止法説明会、下請法説明会を開催し、高岡市やその周辺市町村から多数の方に参加いただきました。

(3) 相談件数

中部事務所に寄せられた「令和4年度第3四半期の相談件数」については、独占禁止法関連が158件（前年度同期107件）、下請法関連が374件（同365件）となっています。

前年度同期に比べて、独占禁止法関連では51件増加、下請法関連では9件増加となり、原材料価格等の上昇のなか、引き続き多くの相談が寄せられました。

